

**令和6年度「Live!横浜（仮称）」広報プロモーション業務委託
受託候補者特定に係る実施要領**

（趣旨）

第1条 令和6年度「Live!横浜（仮称）」広報プロモーション業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手續等について、横浜アーツフェスティバル実行委員会プロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この令和6年度「Live!横浜（仮称）」広報プロモーション業務委託受託候補者特定に係る実施要領（以下「本実施要領」という。）に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、本実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 実施体制
- (2) 業務実績
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務の実施方法
- (5) 当該業務の実施スケジュール
- (6) その他当該業務に必要な事項

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施体制
 - (2) 業務実績
 - (3) 業務実施方針の妥当性等
 - (4) その他、当該業務に対する効果的な企画提案等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、原則として提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 横浜アーツフェスティバル実行委員会事務局長

副委員長 横浜市にぎわいスポーツ文化局にぎわい創出戦略課長

委員 横浜市政策局シティプロモーション推進室広報戦略・プロモーション課担当課長
一般社団法人横浜みなとみらい21事業推進課長

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団経営企画・ACYグループ 担当グループ長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を横浜アーツフェスティバル実行委員会業者選定委員会（以下「選定委員会」という）に報告するものとする。

6 委員が欠席した場合は、その者を除いた委員の評価の合計得点を評価結果とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和6年1月 日から施行する。